

梅ヶ枝中央会計

資本政策における議決権比率の留意点

Q 資本政策を策定するにあたり、現在の株主構成の変化につき、議決権上、留意すべき点は何ですか？

A 1/3・2/3・3/4 の議決権を維持する場合の会社法の理解がポイントです。

上場直前期のみならず、上場後の議決権行使に関する検討が必要です。

決議	定足数	表決数等 →逆が拒否権	備考(定足数・表決数の加重軽減の可否)	主な決議事項等	根拠条文(会=会社法、○=項)	定足数の変更による影響
特殊決議(会 309条④)	なし	①総株主の半数以上(頭数要件) かつ ②総株主の議決権の4分の3以上	表決数①②とも条文規定を上回る割合に変更可能。	非公開会社での株主の権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定款変更	会 106条・会 109条	
特別決議(会 309条②)	過半数	出席した当該株主の議決権の3分の2以上	定足数を3分の1以上の割合に変更可能。 表決数を条文規定を上回る割合に変更可能。	株主との合意による自己株式の有償取得の場合の取得事項の決定 募集株式の事項の決定(309条2項5号、199条2項)・新株予約権につき同様 監査役解任 資本金の額の減少 定款の変更 事業の全部の譲渡 会社法第5編(合併、会社分割、株式交換及び株式移転)の規定により総会決議を要する場合	会 309条②2号・会 156条① 会 309条②6号 会 309条②7号 会 309条②9号・会 447条① 会 309条②11号・会 466条 会 309条②11号・会 467条①1号 会 309条②12号	上場企業では、定足数を1/3まで緩和することも要検討。
普通特殊決議(会 341条)	過半数	出席した当該株主の議決権の過半数	定足数は3分の1未満には変更不可。	役員(取締役・会計参与・監査役)の選任 役員解任	会 329条① 会 339条	上場企業では、定足数を1/3まで緩和することも要検討。
普通決議(会 309条①)			定足数は定款で変更・排除が可能。	役員等の競業取引の承認・利益相反取引の承認 計算書類の承認 資本金の額の減少(定時株主総会における欠損填補のためにするとき)	会 356条①・会 365条① 会 438条② 会 447条・会 309条②9号	上場企業では、定足数を排除することも要検討。
少数株主権	議決権10%以上または持株比率10%以上			簡易組織再編行為等の反対権	会 796条④	
	議決権3%以上			総会招集請求権	会 297条	
	議決権3%以上または持株比率3%以上			役員解任請求権	会 854条	
	議決権1%以上または300個以上			議題提案権	会 303条②・会 305条	
	議決権1%以上			総会招集手続の検査役選任請求権	会 306条	
単独株主権	1株以上の株式			株主代表訴訟提起権	会 847条	
				議事録の閲覧・謄写請求権	会 318条・371条	
				定款の閲覧・謄写請求権	会 31条②・③	